

議案第121号

市の区域内に新たに生じた土地の確認について（住之江区）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市の区域内に新たに生じた次の土地を確認する。

- 1 場 所 大阪市住之江区平林南一丁目及び南港東一丁目地先
(別図中斜線で表示された地域)
- 2 面 積 83,474.02平方メートル


平成29年5月16日提出

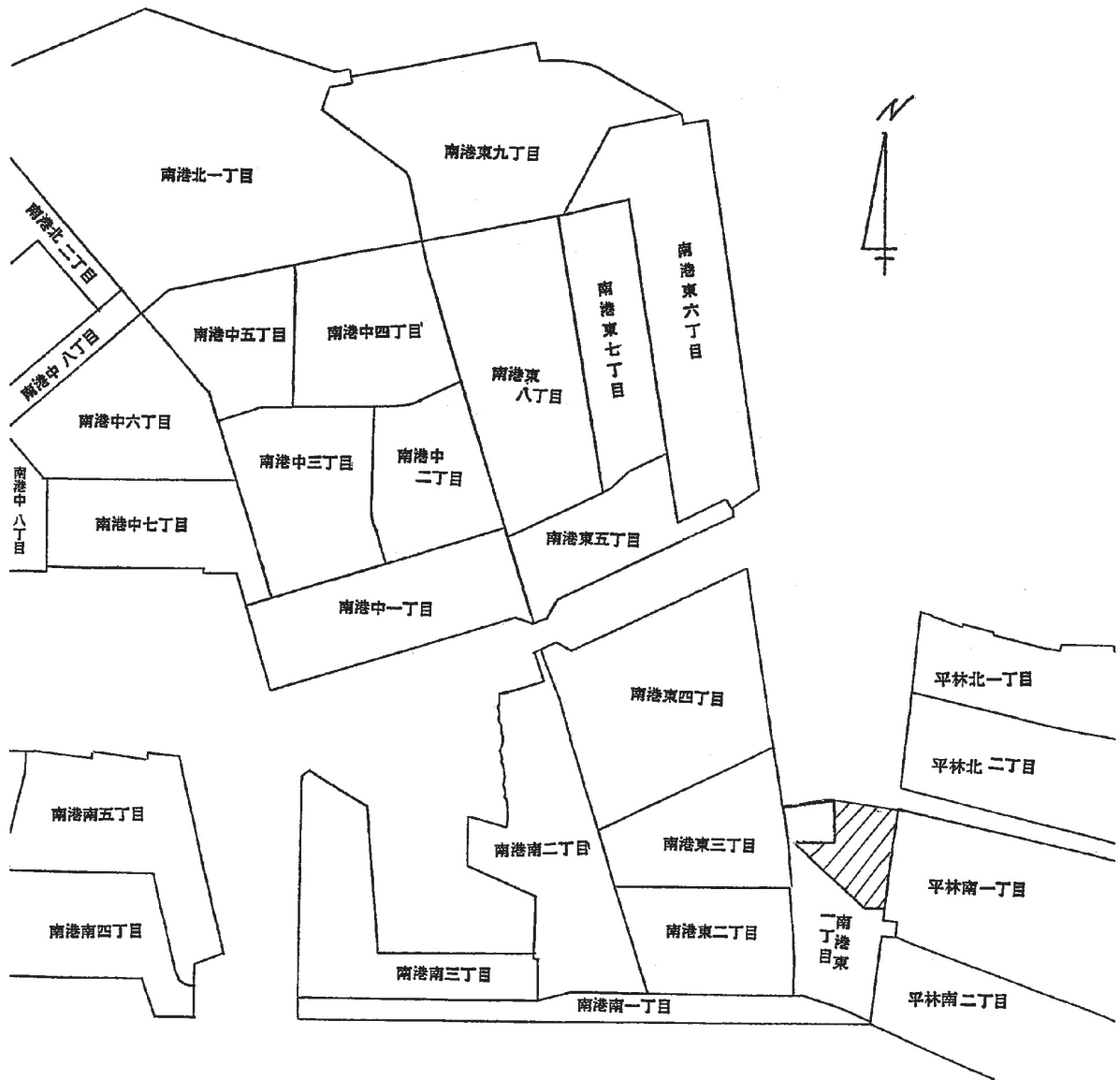
大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

南港埋立てにより本市の区域内に新たに生じた土地を確認する必要があるため、地方自治法第9条の5第1項の規定により、この案を提出する次第である。

別図

 新たに生じた土地



(参 考)

地方自治法（抄）

第9条の5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

省 略